

奈良県公安委員会告示第 93 号

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 42 条第 2 項第 1 号に規定する機械警備業務管理者講習を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和 58 年国家公安委員会規則第 2 号）第 13 条において準用する同規則第 2 条の規定により公示する。

平成 25 年 10 月 4 日

奈良県公安委員会

委員長 岡 本 好 央

1 実施期日、実施時間及び実施場所

(1) 実施期日

平成 25 年 11 月 25 日（月）から同月 28 日（木）までの 4 日間

(2) 実施時間

午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、初日は、午前 9 時 30 分から午前 9 時 50 分まで受付を行い、午前 10 時から実施する。

(3) 実施場所

大和高田市幸町 2 番 33 号 奈良県産業会館

2 定員

15 名

3 受講申込手続

(1) 受講の事前申出

講習を受けようとする者は、平成 25 年 10 月 28 日（月）から同年 11 月 1 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時までの間に、奈良県警察本部生活安全部生活安全企画課（以下「警察本部生活安全企画課」という。）に対し、電話（受付電話番号 0742-23-0110 内線 3043）による事前申出を行い、講習受理番号を取得すること。

なお、この事前申出は、受講者本人による先着順とし、定員になり次第受付を終了する。

(2) 受講の申込み

ア 申込期間

平成 25 年 11 月 11 日（月）から同月 15 日（金）まで

イ 申込時間

午前9時から午後5時まで

ウ 申込場所

奈良県内の警察署（御所警察庁舎及び十津川警察庁舎を含む。以下同じ。）の生活安全課（係）。ただし、奈良県外に居住する者にあつては、警察本部生活安全企画課においても申込みを行うことができる。

エ 提出書類

次の書類を受講者本人又はその代理人がウの場所に直接持参して受講を申し込むこと。この場合において、(1)により取得した講習受理番号を受付担当者に申し出ること。

(ア) 機械警備業務管理者講習受講申込書（受講申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真1枚を貼り付けたもの） 1通

(イ) 代理人が受講申込みを行う場合にあっては、受講者本人の委任状 1通

4 講習手数料（受講申込みのときに奈良県収入証紙で納付すること。）

38,000円

5 講習業務の委託

本講習は、一般社団法人奈良県警備業協会（奈良市法華寺町124番地の1）に委託して実施する。

6 その他

(1) 携行品

筆記具

(2) 問い合わせ先

ア 奈良県内の警察署生活安全課（係）

イ 警察本部生活安全企画課